

第Ⅳ部

多様なアクターとの連携促進 および開発協力の発信取組



カメルーンにおいて、幼稚園教諭に対し情操教育の充実化を図るためのセミナーを行う JICA 海外協力隊員（写真：JICA）

- | | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 多様なアクターとの連携強化のための取組 | 136 |
| 2 | 開発協力の発信に向けた取組 | 152 |
| 3 | 開発協力の適正性確保のための取組 | 158 |

第IV部 多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組

日本の開発協力の実施にあたっては、政府やJICAによるODAを中心とした支援に加え、大企業や中小企業、地方自治体、大学、NGOを含む市民社会、国際機関などの多様なアクター（主体）が、互いの長所を活かしながら連携して取り組む必要があります。また、日本政府は、日本企業が積極的に海外で活躍できるよう、ODAを活用した海外展開支援を行っています。さらに、NGOや市民社会の力を引き出すと同時に、多様なアクターが世界の開発協力の現場で活躍できるよう、支援しています。

同時に、日本政府は、日本のODAが効果的で無駄のない方法で実施されるよう、開発協力の適正性の確保に引き続き尽力していくとともに、開発協力に対する理解を国内外でさらに深めていくべく、一層積極的な広報・発信に関する取組を行っています。

なおこれらに加え、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）などの国際機関も、開発途上国における豊富な経験と専門性を活かし、日本企業による包摂的^{ほうせつ}ビジネス*を推進しています。

1. 多様なアクターとの連携強化のための取組

(1) 民間企業との連携

開発協力の場においては、民間企業が持つ優れた技術、ノウハウやアイデアを応用してより良い支援を行うことが期待されています。日本政府としても、日本企業の持つ総合力が、外務省やJICAのODA事業等においてもさらに発揮されるよう、日本政府が実施する無償資金協力や円借款事業等において、日本の優れた技術やノウハウ等の活用にあつめていきます。また、民間の知見やノウハウをODAの案件形成の段階から取り入れたり、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割を分担し、民間による投資事業等との連携を促進し、民間の技術・知識・経験、資金を活用して、より効率的・効果的な事業を行うことで開発効果の発現も目指していきます。

ア. 無償資金協力

日本政府は開発途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業等の製品を途上国に供与することを通じ、日本の中小企業等の海外展開を支援する無償資金協力（中小企業等の製品を活用した機材供与）も実施しています。この枠組みでは、途上国の経済社会開発を支援するのみならず、供与した製品に対する

認知度の向上を図るとともに、継続的な需要の創出にも取り組んでいます。

さらに、日本政府は、2014年度から、民間企業が関与して施設建設から運営・維持管理までを包括的に実施する公共事業に無償資金協力を供与することを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国の開発に役立てることを目的とする事業・運営権対応型無償資金協力を導入しました。2019年度にはカンボジアにおける上水道拡張案件に関する交換公文の署名が行われました。

イ. 円借款の制度改善

日本政府は、日本の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて「顔の見える援助」を促進するために、本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）を導入し、その後も適用範囲の拡大、金利引き下げなどの制度改善を行ってきました。また、災害復旧スタンド・バイ借款^{注1}の創設などの追加的な措置を行ってきています。さらに、日本政府は、官民連携（PPP：Public-Private Partnership）方式を活用したインフラ整備案件の着実な形成と実施を促進し、途上国政府による各種施策の整備と活用をニーズに応じて支援するべく、エクイティバックファイナンス（EBF）円借

注1 災害の発生が予想される開発途上国に対して、事前に円借款の契約を締結しておき、災害が発生した際には、迅速に復旧のための資金を融通できる仕組み。

匠

の技術、世界へ

3

日本の技術とノウハウでコロナに打ち勝つ！

～質が高く安全な医療用酸素供給システムを通じ、ミャンマーの医療体制を底上げ～

急速な民主化や経済改革が進むミャンマーでは、医療水準の向上や医療関係者への教育の充実、保健医療体制の強化が急務となっています。中でも治療に不可欠な医療用酸素の安全かつ安定した供給は、大きな課題の一つです。

そこで、徳島県の北島酸素株式会社は、2017～2020年、JICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」（普及・実証・ビジネス化事業*1）の枠組みを利用して、ヤンゴンおよび郊外の5つの病院を対象に「安全・高品質・衛生的な医療用酸素の供給体制構築に係る普及・実証事業」を実施しました。

「ミャンマーの医療用酸素の提供においてもっとも大きな問題は、医療用酸素に関する国内の法律やルールが存在していなかったことです。そのため、日本においては医療用酸素に関する事故はほぼ発生しないのに対し、同国では多発していました。」と同社のブラッドリー・シェリー専務取締役は当時の様子を語ります。

ミャンマーでは、医療用酸素の品質や安全に関する取決めが存在しないため、製造された酸素の濃度が一定でなかったり、酸素ボンベが一般の荷物と同じように運搬されたりしていました。また、病院の管理体制も整備されていないため、時には病院担当者の発注の遅れにより医療用酸素の在庫が無くなるという事態も起きていました。

このような状況を改善するため、北島酸素は、まず医療用酸素の概念をミャンマー国内で普及させることを最優先に考え、同社が実践する「KITAJIMA ROCシステム」を通じて、医療用酸素の製造から病院内での管理方法までを伝授することに尽力しました。

「KITAJIMA ROCシステム」は、高品質な医療用酸素の製造、品質管理、安全配送、安定供給に総合的に対応する医療用酸素安定供給システムで、日本国内でも高く評価されています。事業実施中、北島酸素の社員は何度も現地に渡航し、酸素ボンベの運搬業者に対してトラック積載量の管理、安全性を考慮した運搬方法、5S*2



現地の医療用酸素配送スタッフに、北島酸素の社員が安全な配送方法を指導している様子（写真：北島酸素）



ヤンゴンの国立病院にて、医療用酸素の安全な使用方法を指導している様子（写真：北島酸素）

や安全衛生について、病院スタッフに対してはボンベの管理・使用方法について、全面的に指導しました。

「単に正しいノウハウを教えるだけではミャンマーの方たちにとって面倒な作業が増えるだけです。そこで私たちは、すべての作業について、『なぜ』その作業を行うのかという部分も丁寧に説明することを心がけました。ミャンマーの方たちは非常に優秀で誠実な方が多いので、理由が分かれば、きちんと作業してくれます。それを実感したとき、大きなやりがいを感じました。」と北島酸素国際事業部の小西優輔氏は話します。

このような意識改革を重視した協力により、事業の終了から半年後、北島酸素の社員が現地の支援対象病院を訪問した際には、現地の機材でROCシステムが構築されていたり、病院側が製造会社を指導していたりなど、事業前と比べて状況が大きく変化していたとのことでした。

ミャンマーにおいて、北島酸素の医療用酸素は、今や広く認知されており、同国での新型コロナウイルス感染症への対応にも活用されています。新型コロナ対策として、急速、ヤンゴンで新しく専門病院が設立された際には、ミャンマー政府から同社に直接の協力依頼があり、日本の機器メーカー、外務省および現地の日本大使館とも連携し、同社の医療用酸素が導入されました。

このように、日本企業による、日本の優れた医療技術の移転や知見の共有が、ミャンマーの国全体の保健医療体制の強化に大きく貢献しています。

*1 旧：普及・実証事業

*2 「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」(5S)の定着化のこと。

款^{ほてん}注2)や採算補填(VGF)円借款^{注3}なども導入しています。

そのほか、日本政府は、「質の高いインフラパートナーシップ」*のフォローアップ策として、円借款の手続きの迅速化や新たな借款制度の創設など、円借款や海外投融資の制度改善を行っています。たとえば、通常は3年を要する円借款における政府関係手続期間を、重要案件については最短で約1年半にまで短縮しました。また、JICAの財務健全性を確保することを前提として、外貨返済型円借款の中進国以上への導入、ドル建て借款およびハイスpek借款^{注4}を創設しました。また、日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」*において、手続迅速化のさらなる推進を発表し、フィージビリティ調査(F/S)*開始から着工までの期間を最短1年半に短縮するとともに、事業期間の「見える化」を図るなど、迅速な円借款の案件形成ができるよう、引き続き制度改善に努めています。

ウ. 民間提案型の官民連携支援スキーム

加えて、日本政府およびJICAは、民間企業の意見や提案を積極的に取り入れるべく、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」や「協力準備調査」といった民間提案型の官民連携支援スキームも推進しています。

■ 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」

中小企業・SDGsビジネス支援事業は、民間企業の自由な発想に基づいたアイデアを開発協力に取り込み、ビジネスを通じた現地の課題解決や多様なパートナーとの連携を進めることを目的としています。

本事業は、民間企業からの提案に基づき、開発途上国の開発ニーズと企業が有する優れた製品・技術等とのマッチングを支援し、途上国での課題解決に貢献するビジネスの形成を後押しするものです。委託調査の形で実施され、必要な情報収集やビジネスモデルの策定(基礎調査、案件化調査)、提案製品・技術等の実証活動を通じた事業計画の策定(普及・実証・ビジネ

ス化事業)に活用されます。また、本事業は、「中小企業支援型」と「SDGsビジネス支援型」の2つのカテゴリーに区分され、中小企業支援型については、日本の中堅・中小企業の海外展開を支援するのみならず、日本国内の経済や地域活性化を促進することも期待されています。

2019年度は、47か国において合計173件の事業が採択されました。(73、139ページの「匠の技術、世界へ」も参照。事業の仕組み、対象分野・国などについては、JICAホームページ^{注5}に掲載しています)。



インド、デリー市内のブックフェアで、子どもたちにイラスト作成の様子を見せる絵本作家真珠まりこ氏(ものを大切に「もったいない」の精神を説くベストセラー絵本「もったいないばあさん」作家)／環境・衛生教育を目的とした絵本の読み聞かせ・販売事業準備調査(中小企業・SDGビジネス支援事業)

■ 「協力準備調査」

近年、新興・開発途上国においては、建設段階のみならず、完工後の運営・維持管理を含めたインフラ事業の一部に民間活力を導入し、さらに高い効果と効率を目指す官民協働によるインフラ整備の動きが拡大しています。こうしたインフラ事業においては、官民の適切な役割分担を策定するために、案件形成の初期の段階から官民が連携して取り組むことが重要です。また、インフラに限らず、民間事業を通じて途上国の経済・社会開発を促進する動きも活発化しています。そのため、JICAは、企業提案型の「協力準備調査」として海外投融資の活用を念頭に、途上国における事業参画を検討している民間企業から事業提案を広く公募し、

注2 EBF (Equity Back Finance) 円借款は、開発途上国政府・国営企業等が出資をするPPPインフラ事業に対して、日本企業も事業運営主体に参画する場合、開発途上国の公共事業を担う特別目的会社(SPC: Special Purpose Company)に対する途上国側の出資部分に対して円借款を供与するもの。

注3 VGF (Viability Gap Funding) 円借款は、開発途上国政府の実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合において、SPCが期待する収益性確保のため、開発途上国がSPCに供与する採算補填(VGF)に対して円借款を供与するもの。

注4 2016年5月のG7伊勢志摩サミットにて「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」を取りまとめたことに基づき、「質の高いインフラ」の推進に資すると特に認められる案件に対し、譲許性の高い円借款を供与するもの。

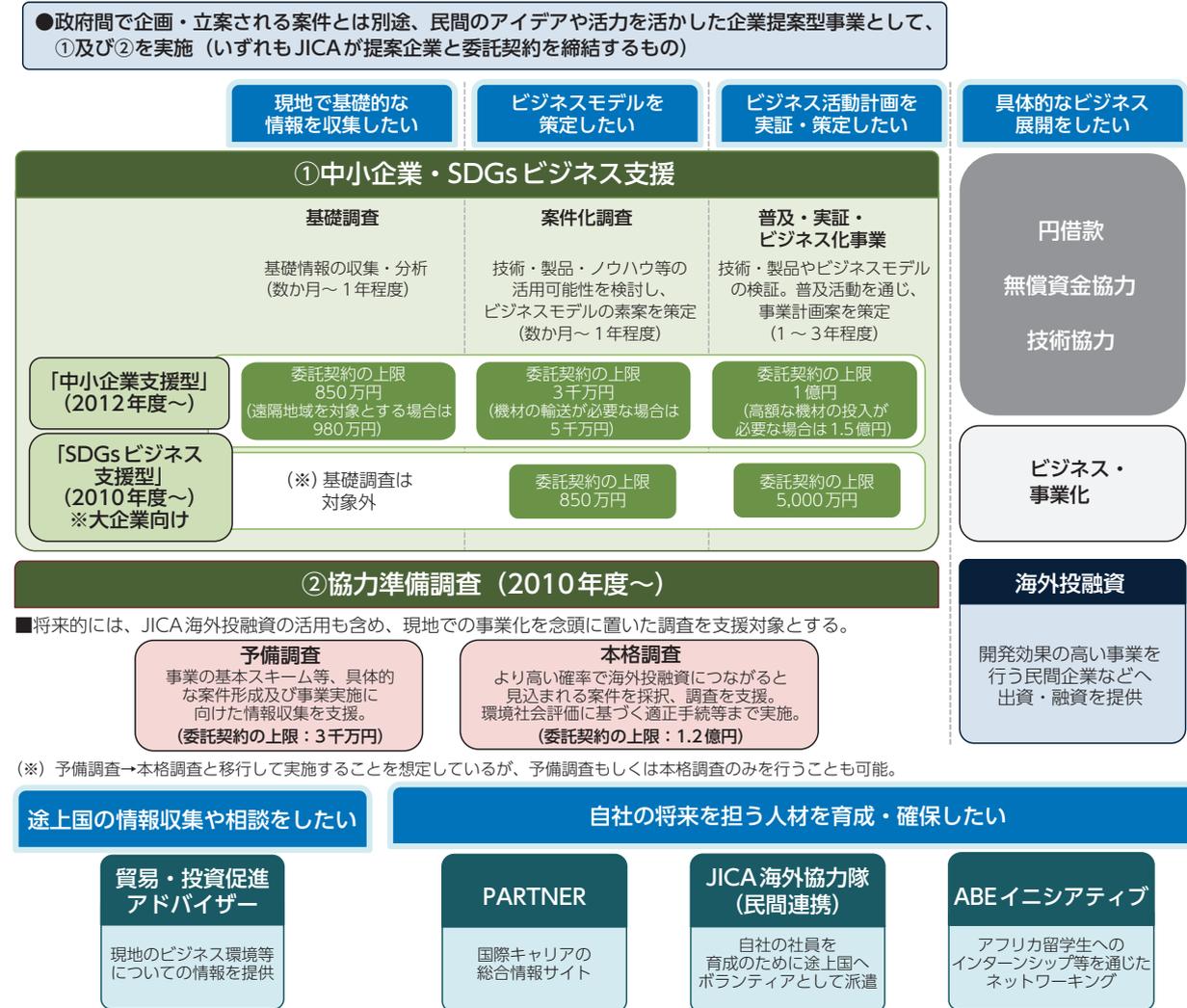
注5 中小企業・SDGsビジネス支援事業について: https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html

事業計画策定のためのフィージビリティ調査 (F/S) を支援しています (事業の仕組み、対象分野・国などについては、JICA ホームページ注6 に掲載しています)。2019年度はアジアおよびアフリカ地域において7件の案件が採択されています。

■ 「JICA 海外協力隊 (民間連携)」

このほか、日本政府は、日本の中小企業が必要とするグローバル人材の育成を支援するため、企業に籍を置いたまま社員を JICA 海外協力隊として途上国に派遣する「JICA 海外協力隊 (民間連携)」*を2012年に創設し、企業の海外展開を積極的に支援しています。

ODA を活用した官民連携支援スキーム



工. 海外投融資

経済のグローバル化に伴い、開発途上国の開発のための資金ニーズが増大し、現在では世界の ODA の総額を上回る民間資金が途上国に流入しています。開発における民間資金の役割の増大を踏まえ、民間資金との連携促進が一層重要となっています (142、143 ページの「開発協カトピックス」も参照)。

海外投融資とは、JICA が行う有償資金協力の一つで、途上国での事業実施を担う民間企業に対して、必要な資金を出資・融資するものです。民間企業等の途上国での事業は、雇用を創出し、経済の活性化につながりますが、様々なリスクがあり、高い収益が望めないことも多いため、既存の金融機関から十分な資金が得られないことがあります。海外投融資は、そのよう

注6 協力準備調査 (海外投融資) (旧 協力準備調査 (PPP インフラ事業)) : https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/psifis/index.html

な民間の金融機関だけでは対応が困難な事業、かつ、開発効果が高い事業に出資・融資するものです。支援対象分野は①インフラ・成長加速、②SDGs・貧困削減、③気候変動対策となっており、2019年度末までに計36件の出・融資契約を調印しています（事業の仕組み、対象分野・条件などについては、JICAホームページ^{注7}を参照）。

また、海外のインフラ事業に参画する日本企業の^{かわせ}為替リスクを低減するため、日本政府は海外投融資制度について、従来の円建てに加え、現地通貨建て（2014年）、米ドル建て融資（2015年）の導入を相次いで発表しました。2015年には、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、海外投融資の迅速化、対象の拡大およびJICAと他機関の連携強化を行うことを発表しました。具体的には、民間企業等の申請から原則1か月以内に審査を開始し、民間金融機関との協調融資を可能にしました。さらに、「先導性」要件の解釈を見直し、過去に類似案件への融資実績があったとしても、既存の民間金融機関による非^{じょうきよ}譲許的な融資で現状対応できない場合には融資できることとしました。

2016年に日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」*において、JICAの海外投融資の柔軟な運用・見直しとして、海外投融資の出資比率を25%から50%（最大株主にならない範囲）にまで拡大するなど、出資比率上限規制の柔軟化やユーロ建て海外投融資の検討を行うこととし、その後の検討の結果、それぞれ対応可能という結論に至りました。

2020年11月には、案件申請企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、海外投融資の審査プロセスの運用を見直し、「JICA海外投融資に関する案件選択の指針」を初めて改訂しました。

灯油ランプをLEDランタンに置き換えて勉強する様子



灯油ランプから太陽光を電源としたLEDランタンに置き換えて勉強する様子。協力準備調査（BOPビジネス連携促進）（現在の「中小企業・SDGsビジネス支援事業」）を経てサブサハラ・アフリカ地域初の海外投融資事業として実施された「サブサハラ・アフリカ地域オフグリッド太陽光事業」では、株式会社Digital Gridへの出資を通じてタンザニアにおける未電化地域住民の電力アクセス向上に寄与（写真：JICA）

日本の開発協力は、多様なアクターとのパートナーシップのもとで推進されています。開発協力の実施にあたっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、株式会社日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）等）との間の連携を強化するとともに、政府が、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための^{しよくばい}触媒としての役割を果たすことが重要です。

注7 海外投融資の概要：https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/index.html


**用語
解説**
*** 包摂的ビジネス (Inclusive Business)**

包摂的な市場の成長と開発を達成するための有効な手段として、国連および世界銀行グループが推奨するビジネスモデルの総称。社会課題を解決する持続可能なBOPビジネスを含む。

*** フィージビリティ調査 (フィージビリティ・スタディ)**

立案されたプロジェクトが実行（実現）可能かどうかを検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。また、そのプロジェクトの可能性、適切性、および投資効果について調査すること。

*** JICA 海外協力隊 (民間連携)**

民間企業等の社員をJICA 海外協力隊として開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの（旧名称は民間連携ボランティア制度）。企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。企業が事業展開を検討している国等へ社員を派遣し、その活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等の把握、語学の習得のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などが身に付き、帰国後の企業活動に還元されることが期待される（事業の詳細および実績については、外務省ホームページ掲載の2019年版開発協力参考資料集第2章第11節を参照）。

*** 質の高いインフラパートナーシップ**

2015年5月に安倍総理大臣（当時）が発表したもので、①日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、②アジア開発銀行（ADB）との連携、③国際協力銀行（JBIC）の機能強化等によるリスク・マネーの供給拡大、④「質の高いインフラ投資」の国際スタンダードとしての定着を内容の柱としている。

*** 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ**

2016年5月のG7伊勢志摩サミットで安倍総理大臣（当時）から発表したもので、アジアを含む世界全体のインフラ案件向けに、その後5年間の目標として、オールジャパンで約2,000億ドルの資金等を供給すると同時に、さらなる制度改善やJICA等関係機関の体制強化と財務基盤の確保を図っていくことを盛り込んでいる。

政府による援助だけでは限界!? ODA以外の開発資金の動員・活用

●ODAと民間資金

開発協力白書では、これまで多くの政府開発援助（ODA）事業について紹介してきましたが、実は、先進国から開発途上国へと向かう資金全体に占めるODAの割合はほんの15%程度に過ぎないということをご存じでしょうか。2017年の世界全体のODA額は約1,900億ドルであったのに対し、途上国向けの民間直接投資は約5,400億ドル、個人による海外送金は約4,300億ドルと、ODAの額を大きく上回っています*1。

国連貿易開発会議（UNCTAD）の推計によると、2030年までに持続可能な開発目標（SDGs）を達成するためには年間3.9兆ドルが必要ですが、現状は2.5兆ドルもの資金が不足していると言われています。各国が厳しい財政状況に直面している中で、豊富な民間資金をいかに持続可能な開発に向けて活用できるかが課題となっています。

●民間資金との連携

日本は、JICAの海外投融資や中小企業・SDGsビジネス支援事業などの枠組みを通じて、ODAを用いて民間の力を最大限引き出せるよう取組を進めています（官民連携の取組の詳細については136から140ページを参照）。

カンボジアのサンライズ・ジャパン病院がその一例です。日揮株式会社、株式会社産業革新機構（現：株式会社INCJ）、株式会社Kitahara Medical Strategies Internationalによる民間病院の整備事業への出資およびその事業化に際し、JICAは海外投融資による融資を行いました。この支援により、日本式最新医療を提供する病院がカンボジアに誕生しました。さらに、無償資金協力を通じて医療機器を提供するのみならず、同病院開業前には、技術協力を通じ、カンボジア人医師や看護師をはじめとする医療従事者60名を日本に招いて、医療技術・ノウハウを伝授しました。このように、複数の手法を組み合わせ

支援は、日本ならではの開発協力の取組と言えます。こうした取組の結果、質の高い医療サービスが求められていたカンボジアにおいて、患者やそのご家族に寄り添った医療を提供する医療スタッフを備えた「信頼できる日本式医療」を実現することができました。

本事業においては、日本企業の事業展開が実現したことに加え、整備された病院が、海外で腕を磨きたい若い日本人医師たちが経験を積む貴重な場となっていることも、大きな成果です。また、同病院開院当時（2016年）の外来患者数は1月当たり約1,300人でしたが、2018年には3倍以上の約4,500人に増加しており、カンボジアの人々の健康増進に大きく貢献しています。本事業における日本の支援はすべての関係者にとってWIN-WINの効果をもたらしています。

また、中小企業・SDGsビジネス支援事業では、民間企業からの提案に基づき、各社が有する優れた製品・技術等と途上国の開発ニーズとのマッチングをJICAが支援して、途上国での課題解決に貢献するビジネスの形成を後押ししています。

たとえば、株式会社すららネットは、同事業の協力準備調査（BOPビジネス連携促進）（現：普及・実証・ビジネス化事業）を活用して、スリランカにおいてアニメーションを使いゲーム感覚で算数を学ぶeラーニング教材の海外展開の事前準備調査を行いました。その結果、eラーニングシステムが実際に導入され、同時に貧しい地域の女性たちを「ファシリテーター（お世話をする人）」として育成し、児童の指導役となってもらうことで、現地の生徒の学力向上や女性の雇用創出に貢献しています。

また、同社は、スリランカが新型コロナウイルス感染症の感染拡大で長期間休校となったことを受け、休校開始直後からオンラインによるeラーニングの無償提供を開始し、2020年3月～8月に約660名の児童に対し家庭で実施可能な算数の学習支援を行いました。まさに、政府だけでは



サンライズ・ジャパン病院で、日本人職員とカンボジア人職員が医療に従事している様子（写真：サンライズ・ジャパン病院）



なし得ない、民間のイノベーションと知見・経験、スピード感を活用した支援と言えます。

●民間資金の動員に関する国際的議論および日本の取組

SDGs達成に向けた途上国開発への民間資金動員の必要性は国際社会においてますます広く認識されつつあります。たとえば、2017年、OECD開発援助委員会（DAC）は、ブレンディッド・ファイナンス（BF）^{*2}原則を発表し、積極的な民間資金動員を奨励しています。

また、日本としても、2019年G20大阪サミット議長国として、G20各国と共同で取組を進めていく上でBFを含む革新的資金調達メカニズムが果たす役割の重要性を首脳文書で確認しました。また、同年、「開発のための革新的資金調達リーディング・グループ」を主催し、この分野に関する議論をリードしました。さらに、SDGsの達成に必要な資金を確保するために、革新的資金調達の手法や用途とすべき分野について議論するため、「SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会」を立ち上げ、2020年7月、インパクト投資やBFなどの民間資金動員を促すための提言を含む報告書（最終論点整理）が茂木外務大臣に提出されました。

●新しい国際統計システム

途上国開発における追加の資金動員の重要性は論をまちませんが、実はその一方で、従来のODAを超えて開発資金全体の流れをグローバルに捕捉する枠組みは必ずしも整備されていません。そこで現在、OECD/DACを中心に検討されている新たな統計システムが「持続可能な開発のための公的総支援（TOSSD：Total Official Support for Sustainable Development）」です。

同システムは、持続可能な開発に資する公的な資金の流れを幅広く捕捉すべく、2014年のDACハイレベル会合以降、本格的な議論が開始されたものです。TOSSDが実現すれば、中国、インド、ロシア、ブラジル、トルコ、サウジアラビア、UAEといったDACに参加していない新しい開発協力の担い手からの開発資金も捕捉することが可能となるほか、必ずしも開発を主な目的としない資金、さらには公的資金の関与によって動員された民間資金も、持続可能な開発に資するものであれば対象となります。

このようにTOSSDは、すべてのドナーからの途上国向け開発資金の流れを幅広く捉え、可視化するという壮大な試みと言えます。従来のODAでは測れない開発資金を多く有する日本にとっては、持続可能な開発への貢献を国際的により一層示すことができるようになります。

2017年以降、新興ドナーや途上国も参加するTOSSD国際タスクフォースにおいて、捕捉対象となる資金の範囲や集計手法等を巡って技術的な作業が重ねられてきてお

り、日本としても引き続きこれに積極的に参加していきます。TOSSDデータの報告は最近始まったばかりですが、今後、非DACドナーに広く普及することが期待されます。

経済のグローバル化に伴い、ODAの総額を大きく上回る民間資金が途上国に流入する現在、ODAには「民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割」（開発協力大綱）が求められています。日本は、ODA以外の公的資金、さらには民間資金も含めた持続可能な開発資金をさらに幅広く、かつ効率的に動員するための国際的なルール作りを引き続き積極的に貢献していきます。



株式会社すらネットのeラーニングシステムを使って算数を学ぶ子供たち（写真：すらネット）



女性ファシリテーターとeラーニングで学んだ子供たちへの表彰式の様子（左上は表彰式に参加したすらネット社員）（写真：すらネット）

- * 1 OECD Resource flows beyond ODA in DAC statistics (<http://www.oecd.org/dac/stats/beyond-oda.htm>)
- * 2 ブレンディッド・ファイナンス（BF）とは、OECDの定義によれば、開発目的の資金を戦略的に用い、営利目的の商業的な資金を持続可能な開発のために動員するという新しい方法。BF原則には、①開発にBFを活用することを適切に根拠づける、②商業的ファイナンスの動員を増加させるようBFを設計する、③現地の状況を踏まえてBFをテラーメイドする、④BFの連携が効果的なものとなるよう注力する、⑤BFの透明性及び結果をモニタリングする、が掲げられている。

(2) JICA 海外協力隊や NGO などの市民参加型連携

ア. JICA 海外協力隊 (JICA ボランティア事業)

1965年に発足し、半世紀以上の実績を有する青年海外協力隊を含む JICA 海外協力隊 (JICA ボランティア事業) は、累計で 98 か国に 5 万人以上を派遣し、まさしく日本の「顔の見える開発協力」として開発途上国の発展に貢献してきました。70 日間の派遣前訓練を修了した人材を途上国に原則 2 年間派遣し、現地の人々と生活や労働を共にしながら、派遣先国の経済・社会の発展に協力する国民参加型事業です。

本事業は、途上国の経済・社会の発展のみならず、現地の人たちの日本への親しみを深めることを通じて、日本とこれらの国との間の相互理解・友好親善にも寄与しており、国内外から高い評価を得ています。また、グローバルな視野を身につけた協力隊経験者が日本の地方再生や民間企業の途上国への進出に貢献するなど、協力隊経験の社会還元という側面も注目されています (JICA 海外協力隊 (民間連携) については、141 ページの用語解説を参照)。

日本政府は、こうした取組を促進するため、帰国隊員の進路開拓支援を行うとともに、現職参加の普及・浸透に取り組むなど、より多くの人々が本事業に参加し

やすくなるよう努めています。

なお、2020 年度春募集については新型コロナウイルス感染症の拡大により選考中止となり、同秋募集については募集自体を中止しました。2021 年度の募集については、感染状況を踏まえながら募集を行う予定です。(新型コロナの拡大を受けた対応については、第 1 部特集を参照)。



ナミビアのオンダングワで生徒へ洋服の制作を指導する JICA 海外協力隊員 (写真: JICA)

なお、青年海外協力隊、シニア海外ボランティアを含む JICA ボランティア事業については、その総称を「JICA 海外協力隊」とし、年齢による区分 (青年・シニア) を、一定以上の経験・技能等の要否による区分

ホンジュラス

エル・パライン県バド・アンチョ市における栄養改善に向けた家庭菜園普及プロジェクト

JICA 草の根技術協力事業 (草の根パートナー型) (2017 年 8 月～2019 年 12 月)

エル・パライン県バド・アンチョ市は、ホンジュラスの乾燥地帯に位置し、国内でも特に貧しい市の一つです。住民の大半がとうもろこしや豆を生産して生計を立てていますが、2014 年以降、干ばつが年々長期化し、その影響による農作物の不作のため、住民は政府や国際機関からの食糧支援を受けています。また、購入可能な野菜も種類が限られ、住民は栄養バランスの偏った食生活を送っていました。



AMDA 社会開発機構の業務調整員が、住民が家庭菜園で育てた野菜を確認する様子 (写真: AMDA 社会開発機構)

これらの問題を解決すべく、JICA および特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構は、草の根技術協力事業を通じてバド・アンチョ市に家庭菜園を普及させ、住民が自ら消費する食物の栄養面にも配慮した食料増産を目指しました。具体的

には、現地 NGO と協力し、住民に対して、家庭菜園の実地研修、化学肥料をなるべく使用しない家庭菜園の技術教育、収穫した作物を使った料理教室等を実施しました。



家庭菜園で収穫された野菜を使用した料理教室の様子 (写真: AMDA 社会開発機構)

その結果、当初予定していた 120 世帯を上回る 182 世帯が家庭菜園を実践するに至り、また事業開始前と比較して、各家庭で栽培される作物が平均して 24 種類増加しました。さらに、地元で収穫物を販売するための青空市場が開催されるなどの効果も見られるようになりました。このような家庭菜園は、事業終了後も広がり続けています。

に変更する見直しを行い、2018年秋募集から順次適用しています。

イ. 日本のNGOとの連携

日本のNGOは、開発途上国・地域において様々な分野で質の高い開発協力活動を実施しており、地震・台風などの自然災害や紛争等の現場においても、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。NGOは、途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく丁寧に対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を行うことができます。外務省は、こうした「顔の見える開発協力」を行う日本のNGOを開発協力における重要なパートナーと位置づけ、資金協力を含む支援（以下参照）、活動環境整備支援、およびNGOとの対話（146ページ）の3点を柱に連携を進めています。

また、外務省は開発協力大綱のもと、その後5年間のNGOとの連携の方向性に関わる計画をNGOと共同で作成し、2015年に発表しました。また、NGOと共に同計画の進捗報告を毎年行うなど、この計画のフォローアップを行っています。

…•NGOに対する資金協力を含む支援

日本政府は、日本のNGOが開発途上国・地域において、開発協力事業および緊急人道支援事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、様々な協力を行っています。

■日本NGO連携無償資金協力

外務省は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に資金を提供しています。事業の分野も保健・医療、教育・人づくり、職業訓練、農村開発、水資源開発、地雷・不発弾除去のための人材育成支援等、幅広いものとなっています。この枠組みを通じて、2019年度は日本の62のNGOが、32か国・1地域において、総額約55.9億円の事業を113件実施しました（10、64、85ページのコラムも参照）。

外務省は、2018年に計4回にわたり開催された有識者懇談会の提言に基づき、2019年4月から、日本NGO連携無償資金協力事業における一般管理費を、これまでの対現地事業経費の5%から最大15%まで引き上げました。これにより、従来NGOがODA事

業を実施するために投入してきた自己資金を、広報や民間資金の獲得などの組織の体制強化に充てられるようになりました。団体の財政基盤や組織力が強化されて、ODAの担い手としての認知度が国内外で高められることが期待されています。



ミャンマー国タコン郡サブセンターの完成（写真：特定非営利活動法人ピープルズ・ホープ・ジャパン）

■ジャパン・プラットフォーム（JPF）

ジャパン・プラットフォーム（JPF）は、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織であり、2020年10月時点で44のNGOが加盟しています。JPFは、外務省から供与されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや、紛争により大量の難民が発生したときなどに、生活物資の配布や生活再建などの緊急人道支援を行っています。2019年度には、アフガニスタン人道危機対応支援、イエメン人道危機対応支援、イラク・シリア人道危機対応支援、パレスチナ・ガザ人道支援、南スーダン難民緊急支援、ミャンマー避難民人道支援、ネパール水害被災者支援、アフリカ南部サイクロン被災者支援、ベネズエラ避難民支援など、12プログラムで106件の事業を実施しました（JPFを通じた新型コロナ対策支援については第I部特集、難民避難民支援については47ページも参照）。

■NGO事業補助金

外務省は、2019年度、開発協力事業の案件発掘・形成、事業実施後の評価、国内外における研修会や講習会などを実施する6つの日本のNGOに対し、NGO事業補助金を交付し、プロジェクト形成調査および事後評価、国内でのセミナーやワークショップなどの事業を実施しました。

■JICAの草の根技術協力事業

JICAが実施している草の根技術協力事業は、国際

協力の意志のある日本のNGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体が、これまでの活動を通じて蓄積した知見や経験に基づいて提案する国際協力活動を、JICAが提案団体に業務委託してJICAと団体の協力関係のもとに実施する共同事業です。(制度の詳細や応募の手続き等は、JICAホームページ^{注8}を参照)。草の根技術協力事業は約90か国を対象に、毎年200件程度を実施しています。

…NGOに対する活動環境整備支援

国際協力において政府以外の主体およびODA以外の民間資金活用の重要性が高まる中、日本のNGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化し、人材育成を図ることを目的として、外務省は、以下の取組を行っています。

■ NGO相談員制度

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富なNGO団体(2019年度は15団体に委嘱)が、市民やNGO関係者から寄せられるNGOの国際協力活動、NGOの設立、組織の管理・運営、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応しました。

■ NGOインターン・プログラム/NGOスタディ・プログラム

外務省は、人材育成を通じた組織強化を目的として、NGOインターン・プログラムおよびNGOスタディ・プログラムを実施しています。NGOインターン・プログラムは、将来的に日本の国際協力NGOで活躍する若手人材の育成を目的としており、2019年度は、計9人がインターンとしてNGOに受け入れられました。

NGOスタディ・プログラムは日本の国際協力NGOに所属する中堅職員が国内外で研修を受け、研修成果を所属団体や他のNGOに広く共有し、日本のNGO全体の能力強化に寄与することを目的としており、2019年度は、このプログラムにより9人が研修を受けました。

■ NGO研究会

NGOが直面する共通の課題をテーマとして、調

査・研究、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することによって、組織や能力の強化を図ります。2019年度、「日本のNGO・CSO等における組織・活動状況実態調査」、「日本国内における防災・災害支援活動と国際協力NGOの能力強化」、および「日本の国際協力NGOにおける「セーフガーディング」の取組促進のための提言とガイドラインの作成」の3つのテーマに関する研究会を実施しました。この活動の報告書や成果物は外務省のODAホームページに掲載されています。

…NGOとの対話 (NGO・外務省定期協議会、NGO・在外ODA協議会およびNGO-JICA協議会)

NGO・外務省定期協議会は、NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的とし、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として、1996年度に設けられました。2019年度は、全体会議に加え、「ODA政策協議会」と「連携推進委員会」の2つの小委員会をそれぞれ2回開催しました(NGO・外務省定期協議会の詳細および議事録などについては外務省ホームページ^{注9}を参照)。

また、2002年以降、国内外における日本のNGOとの対話促進・連携強化を目指し、ODAに携わる大使館関係者、JICA、及びNGO関係者が「NGO・在外ODA協議会」の場において、ODAの効果的・効率的実施に関してオール・ジャパンとして取り組み、「顔の見える開発協力」を促進することを目的として意見交換を行っています。

JICAは、NGOとの対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と国際協力への市民の理解と参加を促すため、NGO-JICA協議会やNGO-JICA勉強会等を開催しています。

(3) 地方自治体との連携

開発途上国においては、急速な経済発展が進む中で、都市化の進展と共に、水、エネルギー、廃棄物処理、都市交通、公害対策分野等の都市問題に対応するニーズが急増しています。また、大都市のみならず、

^{注8} <https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>

^{注9} https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/kyougikai.html

地方都市においても様々な問題が増えています。このような中で、水、エネルギー、廃棄物処理、防災等の分野で見聞を蓄積している日本の地方自治体が、途上国のニーズにきめ細かに対応することは、途上国の開発にとって大変有益です。このため、日本政府は自治体のODAへの参画を推進してきました。また、地方自治体も、日本の地域の活性化や国際化の促進のため、地方の産業を含めた地方自治体の海外展開を積極的に推進しています^{注10}（具体的事例については、88ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

JICAは、2013年度より、草の根技術協力事業の中に、「地域活性化特別枠」を設けました。地方自治体が主体となって、地域の知見・経験・技術などを活用した海外展開と途上国の開発課題解決との両立を目指し、途上国のみならず、日本の地域経済の活性化に貢献するWIN-WINな関係を築くことが期待されます。

(4) 大学・教育機関との連携

日本政府は、大学が持つ開発途上国の開発に貢献する役割、国際協力を担う人材を育成する役割、日本の援助哲学や理論を整理し、発信する役割など、援助の理論整理、実践、国民への教育還元までの援助のサイクル全般への広い知的な側面において、大学と協力し、連携を図っています。実際に、様々な大学と共同で、技術協力や円借款、草の根技術協力をはじめとする事業を推進しています。

一例をあげると、日本政府は、途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成を目的として、人材育成奨学計画（JDS）を活用し、途上国の若手行政官等を留学生として国内累計36大学で受け入れており、これまでに来日した留学生は、修士課程と博士課程合わせて4,600名を超えます。また、タイにおける産

業人材育成のため、日本独自の教育システムである「高専」（高等専門学校）の設立・運営を通じて、日本と同水準の高専教育を提供する協力を実施しています。さらに、ASEAN諸国に対しては、JICAの技術協力プロジェクトとして、アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）プロジェクト^{*}を実施しており、日ASEAN大学間のネットワーク強化や産業界との連携、周辺地域各国との共同研究などを行っています。

加えて、近年、地球温暖化や感染症をはじめとする地球規模課題の脅威^{きょうい}が急激に増してきており、その解決のために科学技術のさらなる発展が求められています。特にこれらの脅威の影響を受けやすい途上国では、地域のニーズに基づく研究開発が必要であることから、日本の優れた科学技術への期待が高まっています。同時に、途上国の大学・研究機関等の自立的な研究開発能力の向上や、持続的な活動推進体制の構築も急務となっています。このような問題意識のもと、2008年から、外務省・JICAは文部科学省、科学技術振興機構（JST）、日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）^{注11}」を実施しており、日本と途上国の大学・研究機関等の間で国際共同研究が行われています（具体例については、149ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

こうした大学との連携は、途上国の課題解決における学術面での能力向上に寄与していることに加え、海外からの研修員が日本の大学で研修・研究することで、日本の大学の国際化にも貢献しています（開発協力を通じた日本の国際化については、148ページの「開発協力トピックス」を参照）。



用語
解説

* アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net : ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network)

ASEANに加盟する10か国における工学分野のトップレベルの26大学と、日本の支援大学14校から構成される大学ネットワークとして、2001年に発足。東南アジアと日本の持続的な発展のために、工学分野で高度な人材を輩出するべく様々な研究・教育活動を実施している。このプロジェクトは、東南アジア諸国の政府や大学、本邦大学の協力のもと、JICAを通じて主に日本政府が支援を行っている。

注10 ODAを活用した地方自治体の海外展開支援：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/page23_000707.html

注11 40ページの用語解説を参照。科学技術協力：<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/index.html>

開発協力を通じた日本の活性化

日本の開発協力は、企業や地方自治体、大学、市民社会など、多様なアクター（主体）によって支えられています。こうしたアクターの関与は、日本の開発協力を有効に実施する上で欠かせない存在ですが、実は日本社会の活性化や国際化にも繋がっているのをご存知ですか。

そうした効果が生まれている分野の一つが、外国人材の往来を通じた地方の活性化です。新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少はありますが、近年日本を訪れる外国人の数は増加しており、日本に在留する外国人は2019年末時点で293万人、就労する外国人も同年10月末時点で166万人と、それぞれ過去最多を更新しました。こうした外国人材の増加を地方の活性化に繋げていくために、外国人材を円滑・適正に受け入れ、共生社会を実現するための環境整備が重要となっています。

2019年、JICAおよびラオス農業森林省、香川県ファーマーズ協同組合の連携の下で「持続的農業開発にかかるシェンクワン・香川県・JICA連携プログラム」が開始されました。JICAは、このプログラムを通じ、香川県関係者と協働して、ラオス・シェンクワン県において技術協力をを行い、農産物の生産量を増加させて農家の生計向上とシェンクワン県の農業振興に繋げることを目指しています。加えて、本プログラムに参画する香川県にとっても、ラオスからの優秀な技

能実習生受入れの円滑化、ラオスでのビジネス展開の促進、外国人材の往来を通じた異文化理解の促進といったメリットが期待されます（詳細は、88ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

また、宮崎市では、JICAと宮崎市、宮崎大学および市内のIT企業が協力し、バングラデシュの成長を支えるICT人材育成を支援する仕組み（B-JET：Bangladesh-Japan ICT Engineers' Training Program）が構築されています。バングラデシュの工科大学卒業生等が日本語とビジネスマナーを学んだ上で来日し、宮崎大学で日本語研修を継続しながら市内IT企業でのインターンを行うというものです。この取組を通じて育成されたICT人材の一部は宮崎市内で就職しており、同市の国際化およびICT産業の活性化にも貢献しています。

こうした効果は、大学でも生まれています。「JICA開発大学院連携」は、ODAを通じて来日する留学生に対して、日本自身の開発・発展の経験やドナーとしての経験などについて体系的な学びの機会を提供し、途上国のリーダーとなる人材を育成することを目指して2018年に開始されました。ここで提供されるプログラムの一部は、ODA関係の留学生に限らず、他の留学生や日本人の学生にも開放されています。途上国の優秀な人材が来日し、他の学生とともに日本の経験について英語で学ぶことは、大学教育全体の活性化・国際化にも貢献することが期待されます。



B-JETに参加するバングラデシュの学生たち。現地でのトレーニングの後、来日し宮崎でインターンを行う



JICA開発大学院連携の一環で行われた「日本理解プログラム」に参加する留学生たち（写真：長岡市郷土史料館）

匠

の技術、世界へ

4

アフリカの未知の感染症に備える！

～北海道大学とザンビア大学によるウイルス性人獣共通感染症に関する共同研究～

新型コロナウイルス感染症やエボラ出血熱など、ヒトと動物の双方に感染するウイルス性人獣共通感染症は、近年世界的な脅威^{きょうゐ}となっています。ザンビアにおいてもこのような感染症の発生が確認されており、その対策が同国の優先課題とされています。また、アフリカには未知のウイルスが存在している可能性が高く、新規ウイルスの研究は、アフリカのみならず、今や地球規模で注目されています。

そのような状況を受け、ザンビアでは、北海道大学およびザンビア大学獣医学部の共同研究により、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)*を通じ、2013年から「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」が実施されました。また、2019年からは後継プロジェクトである「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究プロジェクト」が実施されています。

これら2件のプロジェクトでは、まず手始めとしてウイルス性人獣共通感染症に対する教育・研究基盤がほとんど整備されていなかったザンビア大学獣医学部に動物実験設備を含むウイルス学実験室を整備し、研究環境を整えました。また、ウイルス性出血熱等のウイルス性人獣共通感染症に対する診断法を同学部に導入しました。

「プロジェクトが始まった背景には、北海道大学とザンビア大学の長年にわたる深い関係があります。約30年前、日本の協力によりザンビア大学に獣医学部が作られました。その際、北海道大学の教員がザンビアに行き、現地で一から人を育て獣医学部を作ることに協力したのです。これが両大学間の交流の始まりです。その後、北海道大学でも人獣共通感染症リサーチセンターが開設され、ザンビア大学との共同プロジェクトが始まったことから協力関係は一層強固なものとなりました。」と本プロジェクトの中心



ウイルスの有無を確かめている様子 (写真：北海道大学)

として活動する北海道大学人獣共通感染症リサーチセンターの高田礼人教授は話します。

2019年



高田教授がザンビア大学獣医学部の研究者とともに、野外でコウモリから採血している様子 (写真：北海道大学)

からの後継プロジェクトでは、ザンビアの隣国、コンゴ民主共和国も新たに参加し、節足動物を含む動物に加えてヒトの検体も取り扱い、上記2か国の研究機関の疫学研究能力の強化やそれを通じた診断能力の向上を図っています。ザンビアでは、2013年の先行プロジェクトと合わせて、既に様々な新しいウイルスが発見されているほか、コンゴ民主共和国については、2017年以降に同国で複数回にわたり発生しているエボラ出血熱の早期発見と対策強化にも貢献することが期待されます。

また、北海道大学側でも、ザンビアとコンゴ民主共和国の両国から留学生を受け入れ、人獣共通感染症対策の専門家を養成するためのプログラムなどを実施しています。ザンビア大学獣医学部は、新型コロナの感染拡大を受け、6万件以上の検体検査を請け負っており、北海道大学で学んだ留学生が帰国後に新型コロナ対策の中核人材としても活躍しています。

「以前のザンビアでは、自国で獣医師を育てることも難しい状況でしたが、今は国内で獣医師を育成できるようになっています。アフリカ各国から大学院生を受け入れるまでになっており、今やアフリカにおける獣医学研究の中心と言える存在になりつつあります。」と、高田教授とともに活動する北海道大学人獣共通感染症リサーチセンター教員の梶原将大氏はザンビアへの期待を話してくれました。

長年におよぶ日本とアフリカの共同研究により、将来の感染症に備えるべく、国境を越えた課題である感染症対策が大きく前進しようとしています。

* 40ページの「用語解説」を参照。

(5) 諸外国・国際機関との連携

ア. 諸外国との連携

日本は、幅広い開発課題に関して他のドナーとの協力を推進しています。2020年には英国、オーストラリア、米国およびEU等との間で対話や意見交換を実施しました。また、これら主要ドナーの間では首脳レベルのコミットメントのもと、アフリカを含むインド太平洋等の第三国において、連結性強化のためのインフラ整備、海洋の安全、防災といった、様々な分野において具体的な協力や連携が進められており、ODAもその重要な一翼を担っています。また、2020年には新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、世界的に保健分野への対応が急務となりました。環境、気候変動を含む地球規模の開発課題への対応も引き続き重要です。こうした中、日本のODAを効果的に活用し、国際社会全体で開発課題に取り組むためにも、他のドナーとの協力や連携は重要であり、積極的に推進していきます（新型コロナ対応に関する国際的な連携については、第1部特集も参照）。

開発協力はこれまで、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）メンバー国、いわゆる伝統的なドナーが中心的な提供者となってきましたが、近年、中国、インド、インドネシア、サウジアラビア、ブラジル、トルコ、南アフリカなどの新興国も開発途上国に対して支援を行い、開発課題に大きな影響力を持つようになってきました。自らが援助を受ける側から提供する側へと変わった経験を持つ日本は、新興国を含む諸国とも連携し、新興国から途上国に対する援助（南南協力）が効果的に促進されるよう、新興国への支援（三角協力）も行っています。

特に中国について、日本政府は、2018年10月に対中ODAの新規採択終了とあわせて、日中を対等なパートナーとする新たな次元の協力を進めていくことを発表しました。これを受けて、2019年5月には、中国との間で開発協力政策に関する協議を行い、互いの開発協力政策や体制、監督・評価、他国や国際機関との協力実績等について情報交換を行いました。日本としては、中国の援助が国際的な基準や取組と整合的な形で透明性を持って行われるように、引き続き国際社会と連携しながら働きかけていきます。

イ. G7・G20 開発問題における連携

G7では、開発分野の諸課題へのG7としての取組

について議論する会合として、G7開発大臣会合が開催されてきており、近年では、2018年5月31日から6月2日にカナダ・ウィスラーでG7開発大臣会合、2019年7月4日および5日に、フランス・パリでG7開発大臣会合およびG7教育大臣・開発大臣合同会合が開催されました。

2020年はG7開発大臣会合はありませんでしたが、5月以降、英国とカナダの呼びかけにより、新型コロナウイルス対策途上国支援に関する開発大臣コンタクトグループ会合（G7に加え、オーストラリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデンも参加）が開催され、日本からは、鈴木外務副大臣（当時）が3回にわたり出席し、世界全体の保健システムの強化やワクチンの公平なアクセス、適時・適切な食料の需給状況に関する情報提供及び流通の確保、学校再開に向けた我が国の取組等について発言しました。

G20においては、2010年のG20トロント・サミット（カナダ）以降開催されているG20開発作業部会において開発課題に関する議論が行われています。2020年にサウジアラビアが議長国を務めた開発作業部会では、①新型コロナウイルス感染症への対応および復興、②地域連結性のための質の高いインフラ、③持続可能な開発のための資金調達、④2030アジェンダ（SDGs）、⑤説明責任、の5つが優先議題とされ、各議題について成果文書が作成されました。

ウ. 国際機関との連携

近年、貧困、気候変動、防災、保健など、国境を越える地球規模課題に対して、国際社会が一致団結して取り組む上で、国際機関との連携は欠かせません。

日本は、様々な開発課題に対応し、国際機関との連携による支援を円滑に進めるため、国連開発計画



UNDPのシュタイナー総裁とテレビ会議を行う鈴木外務副大臣（当時）



OECD開発センター理事会第6回ハイレベル会合（テレビ会議形式）に出席する中西外務大臣政務官（2020年10月6日）



(UNDP)、国連難民高等弁護官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）など主要な国際機関との対話を実施しています。また、これらの対話に加え、2020年は、新型コロナウイルス拡大の危機対応のための意見交換も行いました。例えば、鈴木副大臣（当時）は、4月にマウラー赤十字国際委員会（ICRC）総裁と、5月にシュタイナーUNDP総裁とのテレビ会議において、協力強化の重要性について確認しました（国際機関を通じた日本の新型コロナ対策支援については第I部特集を、各分野・地域における国際機関との連携の詳細については第II部及び第III部を参照）。

DACでは、2030アジェンダを含む今の時代に即した開発協力のため、新興国や民間部門などの多様な

主体との連携強化も含めた様々な取組が実施されています。（ODA以外の民間資金の動員・活用については、142、143ページの「開発協カトピックス」も参照）。

また、2019から2020年にはDAC開発協力相互レビューの対日レビューが実施されました。

OECD内にあるOECD開発センターでは、日本の支援により、2019年のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の国際社会への普及に向けた取組を行っています。2020年10月に開催されたOECD開発センター理事会第6回ハイレベル会合では、日本から中西外務大臣政務官が出席し、質の高いインフラの重要性を指摘した上で、同センターと緊密に協力していく考えを表明しました。

DAC開発協力相互レビュー対日審査 注12

DACの相互レビューは、DACメンバー国の中で、開発協力政策や実施状況を5から6年毎に互いに審査（レビュー）するもので、効果的な援助を目指してドナー国がお互いの政策や経験を共有・助言し合っています。今回の対日審査は2014年以来6年ぶりの審査であり、EUとイタリアが審査国となりました。

審査の結果、2020年10月12日にOECDが公表した報告書では、日本政府は前回の対日審査で受けた提言の95%を一部又は完全に実施しているとして、全体的に高く評価されました。中でも、日本が外交、平和、開発に関する努力を組み合わせ、社会全体のアプローチを通じて持続可能な開発を目指していること、途上国の自立的発展を重視していること、防災・減災分野での取組で世界をリードしていることなどが高く評価されています。また、日本が途上国と対等な立場に立ち、彼ら自身の努力を応援するために有償資金協力（円借款）を実施している点に触れ、その有用性を評価しています。

注12 詳細は、2020年11月27日発行ODAメールマガジン第432号を参照：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/bn_432.html